

## 特定非営利活動法人 ENHEERA 定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ENHEERA とする。

2 この法人の英文名は ENHEERA とする。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、すべての人の人生をダイヤモンド（HEERA）のように輝かせるとの理念のもと、健康・教育へのアクセス拡大および経済的自立を図る事業を行い、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（すべての人が、負担可能な費用で、必要な質の高い保健医療サービスを受けられる状態）の実現及び誰一人取り残されることなく、尊厳ある人生を送ることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 医療、保健、公衆衛生の向上に資する事業
- (2) 教育、職業訓練、人材育成、デジタル教育の推進に関する事業
- (3) 起業支援、雇用創出、経済的エンパワメント（自立促進）、産業振興及び地域経済の発展に資する事業
- (4) 国際協力及び低中所得国支援に関する調査研究、普及啓発、政策提言、交流及び連携

促進に関する事業

(5) その他目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上（以下「法」という。）の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

2 代表理事は、前項の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面又は電磁的方法により、本人に通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員が支払う入会金及び会費は、理事会において別に定める会員規程に規定する。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 除名されたとき

(4) 継続して1年以上会費を滞納したとき

(退会)

第10条 会員は、退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第4章 役員

(役員の種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上15人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を代表理事とし、必要に応じて副代表理事を1人以上3人以内置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事会において理事の互選により定める。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐する。

4 代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、副代表理事又は理事の中から代表理事があらかじめ指名した順序によって代行者を定め、その者が代表理事の職務を代行する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄

庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期)

第 15 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(3) 役員としてふさわしくない行為があったとき

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 17 条 役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 以下とする。

2 役員には、その職務を行うために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第 5 章 総会

(総会の種別)

第 18 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 20 条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の解任
- (6) 解散における残余財産の帰属
- (7) その他この法人の運営に関する重要な事項

#### (総会の開催)

第 21 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき
- (3) 第 14 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

#### (総会の招集)

第 22 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所又は方法（オンライン会議システムを含む）、目的たる事項及びその内容を示した書面又は電磁的方法により、開催日の 2 週間前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

#### (総会の成立)

第 24 条 総会は、正会員総数の 5 分の 1 以上の出席（第 26 条に規定する書面表決、電磁的方法、委任及びオンライン会議システムによる出席を含む）をもって成立する。

#### (総会の議決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の過半数の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全

員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 26 条 各正会員の表決権は、平等とし、1 人（法人又は団体は 1 団体）1 個とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条の適用については出席したものとみなす。

4 総会は、オンライン会議システム（双方向性及び即時性が確保されるもの）を利用して開催し、正会員は当該方法により出席し表決することができる。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 人以上が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

(理事会の構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 29 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務執行に関する事項

(理事会の開催)

第 30 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第 14 条第 6 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第 31 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による招集の請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所又は方法（オンライン会議システムを含む）、目的たる事項及びその内容を示した書面又は電磁的方法により、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。

(理事会の議長)

第 32 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

第 33 条 理事会における議決事項は、第 31 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会での表決権等)

第 34 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に

ついて書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由により理事会の場に来られない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に出席し、表決することができる。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又はオンライン会議システムによる出席者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名

(3) 理事会の決議があつたものとみなされた日及び理事総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収益

(5) 財産から生じる収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 37 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 38 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 39 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行う。

(会計の区分)

第 40 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の 1 種とする。

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及び予算は、毎事業年度開始前に代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定により議決された事業計画及び予算は、速やかに総会へ報告する。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加又は更正)

第 44 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 代表理事は、毎事業年度終了後速やかに、事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録等を作成し、監事の監査を受けた上で、通常総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、これを次事業年度に繰り越す。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(書類の備置及び閲覧)

第 47 条 この法人は、法令に基づき、事業報告書等及び会計書類その他の書類を主たる事務所に備え置き、閲覧に供する。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに有する残余財産は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうちから選定されたものに譲渡する。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上

の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 顧問

### (顧問)

第53条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱する。

3 顧問は、代表理事の求めに応じ、法人の運営及び事業に関し助言する。

## 第11章 事務局

### (事務局)

第54条 この法人は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長及び職員の任免は、理事会の議決を経て代表理事が行う。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

## 第12章 雑則

### (規則)

第55条 この定款の施行に関し必要な規則は、理事会の議決を経て代表理事が定める。

## 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 谷村忠幸

副代表理事 水谷元紀

理事           Manoj Ray（マノージュ   レイ）

監事           川上秀俊

3   この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2027 年 6 月 30 日までとする。

4   この法人の設立当初の事業年度は、第 41 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。

5   この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6   この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

正会員            入会金   0 円   年会費   10,000 円

賛助会員（個人）入会金   0 円   年会費   1 口 10,000 円（1 口以上）

賛助会員（団体）入会金   0 円   年会費   1 口 100,000 円（1 口以上）

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 ENHEERA

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

|    | 役 名<br>(どちらかに○)                                                          | (フリガナ)                | 報酬の有無<br>(どちらかに○)                     | 役職名等  |
|----|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------|-------|
|    |                                                                          | 氏 名                   |                                       |       |
| 1  | <input checked="" type="radio"/> 理事・ <input checked="" type="radio"/> 監事 | タニムラタダユキ<br>谷村忠幸      | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | 代表理事  |
| 2  | <input checked="" type="radio"/> 理事・ <input checked="" type="radio"/> 監事 | ミズタニモトキ<br>水谷元紀       | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | 副代表理事 |
| 3  | <input checked="" type="radio"/> 理事・ <input checked="" type="radio"/> 監事 | マノージュ・レイ<br>Manoj Ray | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |       |
| 4  | 理事・ <input checked="" type="radio"/> 監事                                  | カワカミヒデトシ<br>川上 秀俊     | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |       |
| 5  | 理事・監事                                                                    |                       | 有・無                                   |       |
| 6  | 理事・監事                                                                    |                       | 有・無                                   |       |
| 7  | 理事・監事                                                                    |                       | 有・無                                   |       |
| 8  | 理事・監事                                                                    |                       | 有・無                                   |       |
| 9  | 理事・監事                                                                    |                       | 有・無                                   |       |
| 10 | 理事・監事                                                                    |                       | 有・無                                   |       |

## 特定非営利活動法人 ENHEERA

## 設立趣旨書

## 1. 設立の趣旨（ミッション）

ENHEERA（エンヒーラ）は、健康・教育・経済的エンパワメントへの「到達（Reach）」と「アクセス（Access）」を拡げることを通じて、すべての人の人生をダイヤモンド（HEERA）のように輝かせることを使命とします。

この使命は、貧困、健康、教育、働きがい、格差是正等に代表される SDGs の実現そのものを目指すものです。

日本は、国民皆保険に象徴される制度・政策・実装の積み重ねにより、SDGs 及びユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を推進してきた国際的リーダーです。

私たちは、日本が培ってきた知見と、現地の人々の主体性・文化・制度を尊重した協働を通じて、持続可能な形で「健康・教育・雇用・産業」の基盤を整え、誰もが尊厳ある人生を送れる社会の実現に貢献します。

## 2. 現状の問題点とその原因（健康×教育×貧困×産業・財政）

中低所得国では、健康・教育・雇用の課題が複合的に存在し、相互に影響し合いながら悪循環を生みます。貧困により、栄養、衛生、住環境、医療費・交通費等に十分な支出ができず、予防可能な疾患の重症化が起りやすくなります。教育水準が低い場合、予防・母子保健・栄養・衛生等の情報理解や行動変容が難しく、受診の遅れ、予防接種や妊産婦ケアの不足につながりやすくなります。健康の低下は、就学・就労を妨げ、家計の収入減と医療費負担増を招き、次世代の貧困が再生産されます。さらに、産業が育たず雇用が拡大しない限り、税収・保険料拠出の基盤が弱く、保健財政は健全化しにくく、UHC の持続可能性が脆弱なままとなり得ます。

この状況を「健康が損なわれる→学べない→働けない→貧困が固定化し、さらに健康が悪化する」という循環として捉え、分野横断で断ち切る必要があります。

## 3. 解決のために必要なこと（PHC×技術移転×産業×教育）

課題解決には、生活者視点に立った包括的アプローチが必要です。特に、次の 4 点を同時に進めることが鍵です。

## (1) プライマリーヘルスケア（PHC）の強化

地域住民に最も近いレベルで、予防・母子保健・栄養・慢性疾患管理・健康教育を提供し、早期発見・早期介入を可能にすること。

(2) 医療技術の伝達（技術移転）と人材育成

医療従事者の臨床力・診断力・マネジメント力を高め、現地の医療提供体制が自立的に回るようにすること。

(3) 産業育成・雇用創出による経済基盤の強化

雇用と所得が伸びることで、家計の医療・教育投資が可能になり、同時に税収・保険料拠出基盤が拡大し、保健財政の持続可能性が高まること。

(4) 教育を通じた中長期的な国力の底上げ

基礎教育から職業訓練・デジタル教育まで一貫して支え、個人の自立と社会全体の生産性向上につなげること。

また、これらを支えるために、保健省だけでなく財務当局・経済政策当局とも連携し、「どの財源で、誰に、どの給付を、どの順番で払うか」を設計していく視点が不可欠です。

4. そのために NPO として何ができるか（ENHEERA の役割）

ENHEERA は NPO として、次の役割を担います。

- 現地課題の調査・可視化：PHC、教育、雇用・産業のボトルネックを現地関係者と共に把握し、優先順位を明確化する。
- PHC 強化の実装支援：地域保健の現場で、予防・母子保健・栄養・健康教育・慢性疾患管理等のパッケージを現地と共創し、運用できる形にする。
- 医療技術の伝達と人材育成：研修、現場 OJT、遠隔支援等を通じて、臨床・診断・運営の実務能力を底上げする。
- 教育の機会拡大：基礎教育支援に加え、職業訓練・デジタル教育・起業教育等を組み合わせ、若者・女性の機会を拡げる。
- 産業育成・雇用創出の支援：現地の強みを活かした産業・ビジネスの芽を育て、雇用機会と所得向上につなげる。
- 持続可能な資金循環：寄付・助成金に加え、物販、輸出入、研修等の事業収益を適切に管理し、活動資金として再投資する。

5. 活動開始地としてのネパールと、私たちの基盤

ENHEERA は、課題が多層的に存在するネパールを最初の活動地とします。私たちはネパール関係者と強い繋がりを有し、すでに現地調査・対話・課題抽出を開始しています。現地の行政・医療・教育・コミュニティの関係者と協働し、地域の実情に即したプログラムを設計します。将来的には、ネパールで得た学びとモデルをもとに、他国・他地域にも展開する可能性を持ちます。

代表は、厚生労働省および WHO において、UHC を政策的に推進する業務に深く関与してきました。政策・制度・現場実装をつなぐ経験を活かし、現地の現実にも根ざした実効性あるアプローチを追求します。

6. 今後進めていく取り組み（活動計画：中長期の骨格）

ENHEERA は、次の柱で段階的に取り組みを進めます。

(1) PHC 強化プログラムの設計と実装（短期～中期）

- 地域の保健医療提供体制（PHC 施設・コミュニティ）の課題把握
- 予防、母子保健、栄養、健康教育、慢性疾患の初期管理等の実装

- 地域で継続できる運用（人材・物資・データ・紹介連携）の整備

(2) 医療技術の伝達と人材育成（短期～中長期）

- 現場 OJT、研修、遠隔支援を組み合わせた能力強化
- 診断力・臨床力のみならず、運営・品質・供給の基盤を強化

(3) 産業育成・雇用創出（中期～長期）

- 現地産業の可能性評価、起業支援、技能訓練、雇用機会の創出
- 家計の安定と税収・保険料基盤の拡大を通じた、保健財政の持続可能性向上

(4) 教育を通じた国力の底上げ（中期～長期）

- 基礎教育支援と、職業訓練・デジタル教育の接続
- 若者・女性の自立支援、地域全体の生産性向上

(5) 成果の可視化とモデル展開（継続）

- 成果指標を設定し、透明性ある報告を行う
- ネパールで確立したモデルを、他地域・他国へ展開可能な形に整理

7. なぜ今、NPO を設立するのか（決意表明）

私たちは、SDGs の理念を「掲げる」だけでなく、現場で悪循環を断ち切る仕組みをつくり、成果を積み上げ、次の地域へ繋げていく主体が必要だと考えています。

健康・教育・雇用・産業の基盤は、国の持続可能性そのものです。だからこそ ENHEERA は、PHC 強化と医療技術の伝達、産業育成、教育を統合し、中長期的な国力の底上げにつながる取り組みを、現地の主体性を尊重しながら推進します。

営利を目的とする団体ではなく、また、尊厳ある社会の実現に寄与するという社会的観点から、中立、透明、公平な組織である特定非営利活動法人の設立が望ましいと考えています。

2026年6月28日

設立代表者

谷村 忠幸

## 2026年度

## 事業計画書

特定非営利活動法人 ENHEERA

### 1 事業実施の方針

#### 基本理念と活動の目的

ENHEERA は、健康（Health）、教育（Education）、経済的アクセス（Economic Access）への到達を拡張し、住民が尊厳をもって自立できる地域づくりに寄与することを目的とします。

初期フェーズでは、ネパール・マデッシュ州を拠点に、保健活動から始め、ネパール全土、また、教育・産業育成などに活動を広げ、ネパールの興隆を目指します。

一時的な外部支援ではなく、「高度医療技術の移転」と「地域に根ざした PHC（プライマリーヘルスケア）の強化」を両輪で進め、現地の医療自立を支援します。

本 NPO を設立後、本 NPO を親 NGO として、ネパールに International NGO を設立し、現地活動を開始する予定です。

#### 初期フェーズの事業の柱：具体的アプローチ

##### ① 医療技術の伝達と人材育成（三次医療の強化）

高度な医療ニーズに対応できる現地医療従事者を育成し、州内での完結型医療体制の構築を支援することを目的に、マデッシュ州の中核病院・附属医学校である Madhesh Institute of Health Sciences (MIHS) を主要パートナーとし、専門性の高い技術協力を行います。

重点協力分野：学長・病院長との対話を開始しており、現地から期待されている領域のうち、「心臓カテーテル」「脳卒中ケアユニット（SCU）」から協力を開始し、日本の専門医等の知見を共有します。

実施手法：集合研修、現場での OJT、およびオンラインを通じた遠隔支援を組み合わせ、臨床・診断能力の向上を図ります。

##### ② モバイルクリニックを通じた PHC 強化（地域医療の底上げ）

地域のヘルスポスト（診療所）と密接に連携し、モバイルクリニックを展開することで、医療アクセスの格差を解消します。中長期的には、マデッシュ州の全 8 郡（District）に対し、各郡 1-2 チーム（計 8-16 チーム）の展開を目指します。初年度は、現地調査を行い、1 チーム目の稼働計画を策定します。すでに現地調査は、ネパールの社会福祉協議会の承認を受け、9 月から開始予定。

##### ③ 教育・人材育成分野

教育、職業訓練、人材育成、デジタル教育の推進に関する事業については、ネパールにおける経済発展及び産業振興に資する人材の育成を主眼として取り組む。現地での聞き取り調査や関係者との対話を通じてニーズを把握し、将来的な活動方針を検討する。特に、マデッシュ州のコムニティ系高等教育機関である Salarhi Campus との MOU 締結を調整中であり、デジタルスキル、起業・ビジネススキル、職業技

能等の分野の人材育成を行います。

#### ④ 経済・産業分野

起業支援、雇用創出、経済的エンパワメント（自立促進）、産業振興及び地域経済の発展に資する事業については、現地起業家との交流やネットワーク形成、ネパールにおける産業振興の可能性を調査し、地域経済の発展に資する具体的方策の検討を行う。また、現地の起業支援などの活動を行う。

#### ⑤ 国際協力・政策分野

国際協力及び低中所得国支援に関する調査研究、普及啓発、政策提言、交流及び連携促進に関する事業については、日本国内においては、グローバルヘルスの重要性についての普及啓発を行う。具体的には、グローバルヘルスの啓発に関するセミナーを実施する。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【3,870】千円)

| 定款に記載された事業名                                    | 事業内容                     | 日時                           | 場所                      | 従事者人数 | 受益対象者範囲                   | 受益対象者人数                         | 事業費(千円) |
|------------------------------------------------|--------------------------|------------------------------|-------------------------|-------|---------------------------|---------------------------------|---------|
| 医療、保健、公衆衛生の向上に資する事業                            | マデッシュ州病院との専門家交流          | 2026年度6月9月12月に訪問<br>その他オンライン | ネパール マデッシュ州、日本、およびオンライン | 5人    | ネパール医療従事者(直接)及び患者(間接的)    | 医療従事者(直接): 10人<br>患者(間接): 2400人 | 534     |
| 医療、保健、公衆衛生の向上に資する事業                            | マデッシュ州でのPHC強化(モバイルクリニック) | 2026年度9月以降フルタイムで活動実施         | ネパール マデッシュ州             | 8人    | ネパール地域住民(1District)       | 約40万人程度                         | 2,434   |
| 教育、職業訓練、人材育成、デジタル教育の推進に関する事業                   | 現地調査                     | 2026年7月・12月                  | ネパール マデッシュ州・カトマンズ       | 1人    | マデッシュ州 Salarhi Campus の学生 | 不特定多数                           | 434     |
| 起業支援、雇用創出、経済的エンパワメント(自立促進)、産業振興及び地域経済の発展に資する事業 | 現地調査                     | 2026年7月・12月                  | ネパール マデッシュ州・カトマンズ       | 1人    | ネパール起業家等                  | 複数名                             | 234     |
| 国際協力及び低中所得国支援に関する調査研究、普及啓発、政策提言、交流及び連携促進に関する事業 | セミナー                     | 2027年2月                      | オンライン                   | 5人    | 日本一般市民                    | 20人                             | 234     |

2027 年度事業計画書

特定非営利活動法人 ENHEERA

1 事業実施の方針

基本理念と活動の目的

ENHEERA は、健康（Health）、教育（Education）、経済的アクセス（Economic Access）への到達を助け、住民が尊厳をもって自立できる地域づくりに寄与することを目的とします。

初期フェーズでは、ネパール・マデッシュ州を拠点に、保健活動から始め、ネパール全土、また、教育・産業育成などに活動を広げ、ネパールの興隆を目指します。

一時的な外部支援ではなく、「高度医療技術の移転」と「地域に根ざした PHC（プライマリーヘルスケア）の強化」を両輪で進め、現地の医療自立を支援します。

初期フェーズの事業の柱：具体的アプローチ

① 医療技術の伝達と人材育成（三次救急の強化）

Madhesh Institute of Health Sciences（MIHS）との協力について、「心臓カテーテル」「脳卒中ケアユニット（SCU）」から開始をしている協力を、「小児麻酔」「内視鏡的逆行性胆管膵管造影（ERCP）」「自閉症ケア」の専門領域への拡大を行います。

② モバイルクリニックを通じた PHC 強化（地域医療の底上げ）

モバイルクリニックチームを立ち上げ、初年度に実施した現地調査を踏まえて、マデッシュ州でのモバイルクリニック活動を実施します。

③ 教育・人材育成分野

マデッシュ州 Salahi Campus にて AI などのデジタル教育のスキルプログラムを実施します。

④ 経済・産業分野

ネパールの起業家等へのビジネス立ち上げなどの技術的支援や人材紹介等を行う。

⑤ 国際協力・政策分野

国際協力及び低中所得国支援に関する調査研究、普及啓発、政策提言、交流及び連携促進に関する事業については、日本国内においては、グローバルヘルスの重要性についての普及啓発を行う。具体的には、グローバルヘルスの啓発に関するセミナーを実施する。

2 事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

（事業費の総費用【6,070】千円）

| 定款に記載 | 事業内容 | 日時 | 場所 | 従事 | 受益 | 受益 | 事業費 |
|-------|------|----|----|----|----|----|-----|
|-------|------|----|----|----|----|----|-----|

| された<br>事業名                                                     |                                       |                    |                                     | 者<br>人数 | 対象者<br>範囲                                          | 対象者<br>人数                                       | (千<br>円) |
|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------|-------------------------------------|---------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------|
| 医療、保健、公衆衛生<br>の向上に資する事業                                        | マデッシュ<br>州病院との<br>専門家交流               | 2027 年度            | ネパール マ<br>デッシュ州、<br>日本、および<br>オンライン | 10 人    | 医 療 従 事<br>者（直接）<br>及 び 患 者<br>（間接的）               | 医 療 従 事<br>者（直接）：<br>20 人 患 者（間<br>接）：4800<br>人 | 834      |
| 医療、保健、公衆衛生<br>の向上に資する事業                                        | マデッシュ<br>州での PHC<br>強化（モバイル<br>クリニック） | 2027 年度通<br>年      | ネパール マ<br>デッシュ州                     | 18 人    | 地 域 住 民<br>（1District）                             | 約 80 万人<br>程度                                   | 3,634    |
| 教育、職業訓練、人材<br>育成、デジタル教育の<br>推進に関する事業                           | デジタル教<br>育プログラ<br>ムの実施                | 2027 年 7<br>月・12 月 | ネパール マ<br>デッシュ州・<br>カトマンズ           | 3 人     | マ デ ッ シ<br>ュ州<br>Salarhi<br>Campus<br>の学生 120<br>人 | 120 人                                           | 634      |
| 起業支援、雇用創出、<br>経済的エンパワメン<br>ト（自立促進）、産業<br>振興及び地域経済の<br>発展に資する事業 | ビジネス立<br>ち上げアド<br>バイザリー               | 2027 年度通<br>年      | 日本・ネパー<br>ル                         | 3 人     | ネ パ ー ル<br>起業家等                                    | 10 人                                            | 734      |
| 国際協力及び低中所得<br>国支援に関する調<br>査研究、普及啓発、政<br>策提言、交流及び連携<br>促進に関する事業 | セミナー                                  | 2028 年 8<br>月、2 月  | オンライン                               | 5 人     | 日 本 一 般<br>市民                                      | 40 人                                            | 234      |

2026年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人ENHEERA

(単位：円)

| 科 目                             |           | 金 額       | 小計・合計     |
|---------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 【A】 経 常 収 益                     |           |           |           |
| 1 受取会費                          |           |           | 200,000   |
| 正会員受取会費                         | 100,000   |           |           |
| 賛助会員受取会費                        | 100,000   |           |           |
| 2 受取寄附金                         |           | 2,500,000 | 2,500,000 |
| 受取寄附金                           |           |           |           |
| 施設等受入評価益                        |           |           |           |
| 3 受取助成金等                        |           | 1,500,000 | 1,500,000 |
| 受取補助金                           |           |           |           |
| 4 事業収益                          |           |           | 0         |
| (1) 医療、保健等の向上に資する事業             | 0         |           |           |
| (2) 教育等の推進に関する事業                | 0         |           |           |
| (3) 起業支援等の発展に資する事業              | 0         |           |           |
| (4) 国際協力等に関する事業                 | 0         |           |           |
| 5 その他の収益                        |           |           | 0         |
| 受取利息                            |           |           |           |
| 経 常 収 益 計                       |           |           | 4,200,000 |
| 【B】 経 常 費 用                     |           |           |           |
| 1 事業費                           |           |           |           |
| (1) 人件費                         |           |           | 0         |
| 給料手当                            |           |           |           |
| 役員報酬                            |           |           |           |
| 退職給付費用                          |           |           |           |
| 福利厚生費                           |           |           |           |
| (2) その他経費                       |           |           | 3,870,000 |
| 業務委託費                           | 1,600,000 |           |           |
| 会議費                             | 50,000    |           |           |
| 旅費交通費                           | 1,700,000 |           |           |
| 通信運搬費                           | 100,000   |           |           |
| 消耗品費                            | 100,000   |           |           |
| 印刷製本費                           | 100,000   |           |           |
| 広告宣伝費                           | 100,000   |           |           |
| 地代家賃                            | 120,000   |           |           |
| 事業費計                            |           |           | 3,870,000 |
| 2 管理費                           |           |           |           |
| (1) 人件費                         |           |           | 0         |
| 役員報酬                            |           |           |           |
| 給料手当                            |           |           |           |
| 退職給付費用                          |           |           |           |
| 福利厚生費                           |           |           |           |
| (2) その他経費                       |           |           | 60,000    |
| 業務委託費                           |           |           |           |
| 会議費                             | 60,000    |           |           |
| 通信運搬費                           |           |           |           |
| 地代家賃                            |           |           |           |
| 旅費交通費                           |           |           |           |
| 減価償却費                           |           |           |           |
| 管理費計                            |           |           | 60,000    |
| 経 常 費 用 計                       |           |           | 3,930,000 |
| 当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①       |           |           | 270,000   |
| 【C】 経 常 外 収 益                   |           |           |           |
| 固定資産売却益                         |           |           |           |
| 過年度損益修正益                        |           |           |           |
| 経 常 外 収 益 計                     |           |           | 0         |
| 【D】 経 常 外 費 用                   |           |           |           |
| 固定資産売却損                         |           |           |           |
| 災害損失                            |           |           |           |
| 過年度損益修正損                        |           |           |           |
| 経 常 外 費 用 計                     |           |           | 0         |
| 当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②     |           |           | 0         |
| 税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②・・・③ |           |           | 270,000   |
| 法人税、住民税及び事業税                    |           |           | 35,000    |
| 設立時正味財産額                        |           |           | 0         |
| 次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③-④+⑤         |           |           | 235,000   |

2027年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人ENHEERA

(単位：円)

| 科 目                             |                     | 金 額       | 小計・合計     |
|---------------------------------|---------------------|-----------|-----------|
| 【A】 経 常 収 益                     |                     |           |           |
| 1                               | 受取会費                |           | 500,000   |
|                                 | 正会員受取会費             | 200,000   |           |
|                                 | 賛助会員受取会費            | 300,000   |           |
| 2                               | 受取寄附金               |           | 3,000,000 |
|                                 | 受取寄附金               | 3,000,000 |           |
|                                 | 施設等受入評価益            |           |           |
| 3                               | 受取助成金等              |           | 3,000,000 |
|                                 | 受取補助金               | 3,000,000 |           |
| 4                               | 事業収益                |           | 300,000   |
|                                 | (1) 医療、保健等の向上に資する事業 | 0         |           |
|                                 | (2) 教育等の推進に関する事業    | 0         |           |
|                                 | (3) 起業支援等の発展に資する事業  | 0         |           |
|                                 | (4) 国際協力等に関する事業     | 300,000   |           |
| 5                               | その他の収益              |           | 0         |
|                                 | 受取利息                |           |           |
| 経 常 収 益 計                       |                     |           | 6,800,000 |
| 【B】 経 常 費 用                     |                     |           |           |
| 1                               | 事業費                 |           |           |
|                                 | (1) 人件費             |           | 0         |
|                                 | 給料手当                |           |           |
|                                 | 役員報酬                |           |           |
|                                 | 退職給付費用              |           |           |
|                                 | 福利厚生費               |           |           |
|                                 | (2) その他経費           |           | 6,070,000 |
|                                 | 業務委託費               | 1,600,000 |           |
|                                 | 会議費                 | 50,000    |           |
|                                 | 旅費交通費               | 3,400,000 |           |
|                                 | 通信運搬費               | 500,000   |           |
|                                 | 消耗品費                | 100,000   |           |
|                                 | 印刷製本費               | 100,000   |           |
|                                 | 広告宣伝費               | 200,000   |           |
|                                 | 地代家賃                | 120,000   |           |
| 事業費計                            |                     |           | 6,070,000 |
| 2                               | 管理費                 |           |           |
|                                 | (1) 人件費             |           | 0         |
|                                 | 役員報酬                |           |           |
|                                 | 給料手当                |           |           |
|                                 | 退職給付費用              |           |           |
|                                 | 福利厚生費               |           |           |
|                                 | (2) その他経費           |           | 60,000    |
|                                 | 会議費                 | 60,000    |           |
|                                 | 消耗品費                |           |           |
|                                 | 水道光熱費               |           |           |
|                                 | 通信運搬費               |           |           |
|                                 | 地代家賃                |           |           |
|                                 | 旅費交通費               |           |           |
|                                 | 減価償却費               |           |           |
| 管理費計                            |                     |           | 60,000    |
| 経 常 費 用 計                       |                     |           | 6,130,000 |
| 当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①       |                     |           | 670,000   |
| 【C】 経 常 外 収 益                   |                     |           |           |
|                                 | 固定資産売却益             |           |           |
|                                 | 過年度損益修正益            |           |           |
| 経 常 外 収 益 計                     |                     |           | 0         |
| 【D】 経 常 外 費 用                   |                     |           |           |
|                                 | 固定資産売却損             |           |           |
|                                 | 災害損失                |           |           |
|                                 | 過年度損益修正損            |           |           |
| 経 常 外 費 用 計                     |                     |           | 0         |
| 当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②     |                     |           | 0         |
| 税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②・・・③ |                     |           | 670,000   |
|                                 | 法人税、住民税及び事業税・・・④    |           | 70,000    |
|                                 | 前期繰越正味財産額・・・⑤       |           | 235,000   |
| 次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③－④+⑤         |                     |           | 835,000   |